



国 空 航 第 1 8 2 号
平成 3 0 年 6 月 1 2 日

一般社団法人 全日本航空事業連合会 会長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長



「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」等の
一部改正について

標記について、下記の通達を別添のとおり一部改正し、平成 3 0 年 7 月 1 7
日から適用することとしたので、通知します。

記

1. 「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」の一部改正
2. 「調律異常の取扱いについて」の一部改正
3. 「航空身体検査付加検査実施要領」の一部改正